

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

氷川町長 藤本 一臣

市町村名 (市町村コード)	氷川町 (434680)
地域名 (地域内農業集落名)	宮原地区 (梶、早尾、今、町、東上宮、桜ヶ丘、西上宮、下宮、宮園、新村、立神、川上、有佐、原田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月8日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本町は、農業者の平均年齢62.3歳と高齢化が進み、今後、遊休農地の増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散している担い手の農地の集約化を図るとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

経営体数:102経営体(うち法人1経営体)

農業従事者数:218人(うち50歳代以下67人)

主な作物:水稲、い草、ミカン、晩白柚、花き、イチゴ

- ・農業者の高齢化や担い手不足。
- ・耕作放棄地の増加。
- ・有害鳥獣による農作物被害の増加。
- ・農業用水の整備不足。
- ・農作業用道路の整備不足。
- ・1区画の圃場面積が小さい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲、みかんを主要作物とし、団地化、担い手への集約化を促進する。
- ・水稲の裏作として高収益作物を導入し、農業収益力の強化を図る。
- ・有機栽培に取り組むことができるよう地域の雰囲気醸成を図る。
- ・地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	381 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	265 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手を中心とした集積・集約化を農業委員と農地利用最適化推進委員と調整しながら、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・離農や規模縮小等の農業者の情報を地区、行政機関で共有し、農地中間管理機構を活用した地区内外の担い手への集積に取り組む。 ・農地バンクを活用した農地については、農作業の効率化や経費削減等を実現するための圃場の集約化に取り組む。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業用水を適切に確保するための基盤整備に取り組む。 ・農作業の効率化や生産性向上のため、平坦地の圃場の大区画化や山間地の圃場の作業道整備等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・離農者から地区内の担い手への経営継承につながるよう取り組みつつ、必要に応じて地域外からも新規就農を含め多様な経営体を募り、担い手の意向を踏まえながら町、JAと連携し、担い手として育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内で農作業の効率化を図るため、作業の受託ができる事業体へ農作業の一部を委託するとともに、作業の受託ができる事業体の情報を集約・共有し、作業の委託が必要な経営体が活用できる環境を整備する。これにより、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策として、耕作放棄地の管理や農作物の廃棄方法、防護柵設置等について地域で取り組む。
- ⑦耕作放棄地となった農地への新規作物導入による耕作放棄地解消に取り組む。
- ⑩農地の受け手、農作業の受託組織としての集落営農法人の設立に取り組む。